皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月九日タジキスタン国の独立記念日につき、同月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十三年九月十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第三十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成23年７月21日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事⑷第25002号	株式会社イー・キャンパス
東京都知事⑴第31342号	株式会社アミーゴ
大阪府知事⑴第12963号	ダイハツ信販株式会社
千葉県知事⑴第03877号	ＲＥＶＩＶＡＬ・ＭＡＮＡＧＥＭＥＮＴ
京都府知事⑴第03412号	ニッコー
沖縄県知事⑴第04190号	東江　敬正

平成23年７月21日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事⑶第28541号	株式会社エナジックファイナンス
沖縄総合事務局長⑹第00011号	かいぎんカード株式会社
三重県知事⑸第01157号	ビットアップ
鹿児島県知事⑵第01524号	有限会社トレイド
徳島県知事⑸第00675号	三栄商事

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成23年７月20日	東京都知事⑶第29269号	株式会社ツーステージ（株式会社さくらＦＣ保証サービス）

平成23年８月23日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
青森県知事⑽第00279号	第一銀商株式会社
東京都知事⑴第31158号	株式会社バリュー・ローン
宮城県知事⑻第01145号	南栄商事有限会社
関東財務局長⑽第01286号	株式会社ライフ
京都府知事⑹第02372号	ローンズみつのぶ
北海道知事⑴オ第00337号	株式会社日専連紋別
東京都知事⑹第15933号	株式会社ノモスコーポレーション
東京都知事⑺第12355号	株式会社デイリーシンパン
関東財務局長⑵第01444号	株式会社Ｄｏフィナンシャルサービス
福岡県知事⑸第06338号	株式会社スギタ
東海財務局長⑼第00073号	中京総合リース株式会社
新潟県知事⑸第01348号	有限会社本田商事
兵庫県東播磨県民局長⑽第30051号	大貴商事
東京都知事⑶第27456号	株式会社アーバン

平成23年８月23日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事⑼第02688号	東日本建物株式会社

平成23年８月23日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（取消し）

登録番号	商号、名称又は氏名
兵庫県中播磨県民局長⑵第51325号	イー・エル・シー・コーポレーション
兵庫県中播磨県民局長⑴第51335号	ＷＥＳＴ ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ株式会社

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 23 年９月 12 日

北海道開発局長　高松　　泰

道路の種類	路線名	区間
一般国道	39号	北見市本町４丁目１番地から同市本町２丁目１番地までの上下線

告示

最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 23 年９月 12 日

長崎労働局長　黒田　正彦

第４号中「１時間642円」を「１時間646円」に改める。

公告

諸事項

第三者所有物の没収に関する公告

平成 23 年９月 12 日　旭川地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成23年９月26日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　旭川地方裁判所

２　被告事件名　漁業法違反、水産資源保護法違反

３　被告人氏名　羽石　祐一、岡田　智幸

４　公判期日　平成23年９月28日

５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

なまこ約405.1kgの換価代金607,650円

旭川地方検察庁平成23年領第189号符号１―１

６　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人両名は、平岩秀男らと共謀の上、いずれも枝幸漁業協同組合員でなく、かつ、漁業権がなく、法定の除外事由がないのに、北海道知事の許可を受けないで、平成23年５月27日ころ、前記漁業協同組合の第一種共同漁業区域内である北海道枝幸郡枝幸町新港町7962番地27地先に設置されている北見枝幸港島防波堤灯台から真方位146度、距離4.7海里付近海域において、簡易潜水器を使用して第一種共同漁業の対象である「なまこ」合計約405.1kgを採捕し、もって前記漁業協同組合の漁業権を侵害するとともに、許可を受けないで潜水器漁業を営んだものである。